狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限の変更について

1 狩猟鳥獣の捕獲を禁止する猟法を追加することについて

(1)改正内容

狩猟鳥獣の捕獲を禁止する猟法として、

犬に咬みつかせることのみにより捕獲する方法

犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟具を使用する 方法以外の方法により捕獲する方法

を追加するもの。

(2)改正理由

近年、犬にイノシシ等を咬ませて、死に至らせるなど直ちに自己の支配内に入れるか、あるいは動きを止め若しくは鈍らせた上で刀剣、槍状の刃物等法定猟具以外の猟具で捕獲する事例が増加している。こうした捕獲は、法定猟具を使用しないため狩猟免許、狩猟者登録などによる狩猟管理の対象ではなく、自由に捕獲等を行えることから、これをこのまま放置すれば、狩猟鳥獣の保護繁殖上重大な支障が生じるおそれが高く、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の目的達成が著しく困難になると考えられるため。

<参考>

【鳥獣保護及狩猟二関スル法律第1条ノ5第3項の規定に基づく狩猟鳥獣の捕獲を禁止、 制限する件(昭和53年7月環境庁告示第43号)】

次のように狩猟鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下同じ。)を禁止し、及び制限する。

- 一 (略)
- 二 狩猟鳥獣は、次の猟法を用いて捕獲をしてはならない。
 - イ ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲する方法を除く。)
 - ロ 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
 - ハ 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモータ ーボートの上から銃器を使用する方法

- 二 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- ホ 装薬銃であるライフル銃(クマ、ヒグマ、イノシシ(イノブタを含む。)及びシカ にあっては、口径の長さが五.九ミリメートル以下のライフル銃に限る。)を使用する方法
- へ 空気散弾銃を使用する方法
- ト わな(クマ及びヒグマにあっては、おし、はこわな及びくくりわなに限り、その他の獣類にあっては、おしに限る。)を使用する方法
- チ 同時に三十一以上のわなを使用する方法
- リ とらばさみであって、鋸歯のあるもの又は開いた状態における内径の最大長が十二 センチメートル以上のものを使用する方法
- ヌ 鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十七条 第二項に規定する標識を付けない網又はわなを使用する方法
- ル <u>犬に咬みつかせることのみにより捕獲する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟具を使用する方法以外の方法により捕獲する方法</u>
- ヲ つりばり又はとりもちを使用する方法
- ワ 弓矢を使用する方法
- カ キジ笛を使用する方法
- ヨ ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く。)、キジ及びコウライキジを捕獲するため、 テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

(注:	が、	禁止猟法の追加)	١

2 メスヤマドリ、メスキジの捕獲禁止区域及び期間を変更することについて

(1)改正内容

メスヤマドリ、メスキジの捕獲を禁止する区域を全国の区域とし、狩猟を禁止する 期間を5年間延長するもの。

(2)改正理由

近年においても、メスヤマドリ、メスキジの個体数の増加が見られないため。

<参考>

【鳥獣保護及狩猟二関スル法律第1条ノ5第3項の規定に基づく狩猟鳥獣の捕獲を禁止 する件(平成9年6月環境庁告示第23号)】

次のように狩猟鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下同じ。)を禁止する。

第一

- 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類メスヤマドリメスキジ
- 二 捕獲を禁止する区域

全国の区域(メスヤマドリにあってはその捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、メスキジにあってはその捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)

三 捕獲を禁止する期間

<u>平成14年11月1日~平成19年10月31日</u>

(注: が、延長する期間)

第二(略)